



# 場外舟券売場設置要件の緩和を許さず

## 穀田議員が通達を撤回させる

国土交通省はモーターボート場外舟券売場（ボートピア）の設置を認める際の条件を緩和するため、2月15日付けの通達を出し、4月1日から実施することになっていました。

穀田恵二議員（日本共産党）はこの通達が国会での大臣答弁に反

するものであるとして国土交通省に撤回を求めると共に、同趣旨の質問主意書を衆院議長に提出しました。これに対し国土交通省は、穀田恵二議員の指摘を踏まえた方向で検討していましたが3月28日になってこの通達を撤回し、元に戻すとの通達を出しました。

### 許可要件から「議会」を除外

国土交通省は、これまでモーターボートの場外舟券売場（ボートピア）の設置を許可する際に、次の「地元合意三要件」を条件としてきました。

- 地元の自治会が同意している。
- 市町村長が同意している。
- 市町村議会が反対を議決していない。

ところが、国土交通省は2月15日、「市町村議会が反対を議決していないこと」を要件としないとの通達を出したのです。つまり、市町村議会が反対を議決しても、場外舟券売場を設置できるように条件を大きく緩和しようとしたのです。

### 大臣答弁に反する通達

昨年3月23日の衆議院国土交通委員会での次のようなやりとりがありました。

穀田恵二議員が「現在、国交大臣がボートピアの設置の確認を行う際には、三つの条件がありまして、地元自治会（町内会）の同意、市町村の長の同意、市町村議会が反対を議決していないこと、このことでもって地元合意を確認するとの運用が行われています。法改正後もこの運用は変わらないのですか、確認したいと思います。」と質問しました。

これに対し、冬柴国土交通大臣は「私もそれは踏襲しようと思えます（中略）。今のところはこれでいいと私は思っています」と明確に答弁しました。

今回、国土交通省が出した通達は、国会での国土交通大臣の答弁に明らかに反するものです。

穀田恵二議員は3月11日、国土交通省に「大臣の国会答弁に反する通達は直ちに撤回するよう」申し入れると共に、3月13日には同趣旨の質問主意書を衆院議長に提出しました。

### 通達を撤回し元に戻す通達

国土交通省は3月14日、穀田恵二議員に対して「大臣に報告・相談した結果、4月実施を取りやめることにした」と報告してきました。

政府も3月21日、「穀田恵二議員が指摘した点も踏まえた方向で検討する」との政府答弁書を閣議決定し、穀田恵二議員に届けてきました。

そして国土交通省は3月28日、先に出した「地元合意三要件」を緩和する通達を撤回し、元に戻す通達を出しました。

政府がいったん出した通達を翌月に撤回し、元に戻すとの通達を出す等ということは極めて異例の出来事と言えます。

大企業奉仕と国民いじめの政治が続く

今回、穀田恵二議員の機敏且つ道理ある対応によって、場外舟券売場設置許可基準を緩和しようとする政府の動きを封じた意義は極めて大きいといえます。

穀田恵二議員の話「通達を撤回させることが出来たのは全国各地の住民運動があったからです。今後も地元住民の意思を反映させるために共に頑張りましょう」